



筑紫女学園大学リポジット

「障がいをもつ学生への支援に利用可能な機器に関する研究」の研究結果

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 公開日: 2024-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 和彦, 川崎, 孝明, 大西, 良, 納戸, 美佐子, 甲斐, 麻紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000008

「障がいをもつ学生への支援に利用可能な機器に関する研究」の研究成果

池田 和彦・川崎 孝明・大西 良・納戸美佐子・甲斐 麻紀

Research Results on Devices that can be used to Support Students with Disabilities

Kazuhiko IKEDA, Takaaki KAWASAKI, Ryo ONISHI,
Misako NOTO, Maki KAI

はじめに

本研究の主題は、障がいをもつ学生への支援に利用可能な機器を活用することの意義と方法であるが、その前提とすべき認識について、念のために一言しておくこととしたい。

この領域における「建学の精神」具現化のためには、障がい学生を積極的に受け入れ、その支援体制を整備することが基本的に必要不可欠である。この体制整備に当たっては、バリアフリー環境の整備、具体的な支援方法の構築と支援者の確保などが当然に必要なものであるが、そのためにもラトナに勤務する支援担当職員の適正配置がきわめて重要となる。ラトナはこうした障がい学生支援業務だけでなく、保健室や学生相談室によるサポートを必要とする学生（その中には合理的配慮申請をしている障がい学生以外の学生も多く含まれている）と面談などを行ったうえで必要に応じて当該部署につなぐ役割も果たしており、スタッフの負担は非常に重いと云わなければならない。

したがって、こうした業務を担っているラトナには高い専門性を有する専任のスタッフが十分な人数をもって配置されなければならない、徐々に改善されてきているとはいえ、現在の業務は現有スタッフにとって、本来もっている専門性を十分に発揮する条件が整っているとは言い難い、負担の重いものになっている。この状況が今後さらに改善されなければ、「建学の精神」の具現化が進展しないことにもなってしまうであろう。

本研究は、こうした認識を前提としたうえで、その支援をより有効にするとともに、支援者（職員や学生）の負担をいくらかでも軽減すると同時に、支援の効果をより高める支援機器の活用方法などを検証したものであり、これら機器の活用をもって専任スタッフの配置に代えるようなことを意図するものではない。

こうした問題意識から、本稿は、2021年度に筑紫女学園大学から助成を受けた「障がいをもつ学生への支援に利用可能な機器に関する研究」（代表：池田和彦、メンバー：川崎孝明・大西良・納戸美佐子・甲斐麻紀）の研究成果について報告し、本学における障がい学生支援に関する具体的方

法の構築に資することを目的とするものである。

1. 障がい者の学習権保障に関する基本的な考え方について

障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下「障害者権利条約」）は、2006年12月13日開催された第61回国連総会において採択され、日本も2014年1月20日に批准書を寄託、同年2月19日に日本について効力が発生したものである。

本研究の課題にとって直接関係する高等教育については、第24条第5項において、「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」と規定されている。

ここでのキーワードはいうまでもなく「合理的配慮」であるが、第2条はこれを以下のように定義している。まず「障害を理由とする差別」を「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と定義したうえで、その「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とであるとされているのである。

すなわち、その「合理的配慮」の内容に応じて、その配慮義務の所在は、国家にあつたり、地方自治体にあつたり、個別的教育機関や医療機関などの社会的な機関・施設等にあつたり、ということになるであろうが、この配慮義務の所在であるところが「合理的配慮」を行わないとき、その状態は障がい者差別となり、当該機関や施設等（国家、地方自治体を含む）は差別者であるということにもなる。極めて厳しいと受け取る向きもあるかもしれないが、これが、国際的に採択され、日本も批准した条約の中核なのである。

この条約を批准するに当たり、日本では、まず、障害者基本法を改正し（2011年8月5日公布）、第4条に「差別の禁止」規定を新設した。その第1項は「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定し、つづく第2項では「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」としている。

関連して、本学でも急増している発達障がいをもつ学生への支援に関して、発達障害者支援法第8条が、その第2項で高等教育機関の配慮義務にふれ、「大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定していることにも十分に留意する必要がある。同法は、障害者権利条約が国連で採択されたのに先立つ2004年2月10日、すでに公

布されていたものである。

しかしながら、この条約を批准するためには、障がい者差別を禁止する法律の制定が必要不可欠であった。そのために新設されたのが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2013年6月26日公布、以下「障害者差別解消法」）であるが、その内容については次章において言及することとしたい。

2. 障がい者を取り巻く社会的状況の変化と高等教育機関が果たすべき役割

1) わが国の障がい者政策の動向とその課題

(1) 障害者差別解消法

障害者権利条約の締結に向け、国内の法整備のひとつとして制定された障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対して、障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、障がいを理由とする差別を解消するための措置、すなわち合理的配慮を盛り込み、2016年4月に施行された。

第1条において「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として、障害者基本法第1条の理念を踏襲している。さらに国・地方公共団体に対する責務として、「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」（同法第3条）としたうえで、同法第4条において「国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」として、国民の責務が規定されている。合理的配慮に関しては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」（同法第5条）とされている。

特に本研究と密接に関わる内容が合理的配慮である。本法では、国・地方公共団体および民間事業者（私立大学を含む）に対して、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を行うこととしている（第7条第2項および第8条第2項）。このように国・地方公共団体および民間事業者の責務をはじめ、国民が果たすべき役割が明記されている。2021年の法改正では、これまで民間事業者（私立大学を含む）の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされることとなった（施行は2024年4月）。すなわち、本学においても障がい学生に対する合理的配慮の提供が義務化されると

いうことは、今後さらに障害学生への支援体制の充実が要請されることになったことを意味するといえよう。

しかしながら、本法が制定され10年の月日が経過しているにも関わらず、2022年11月に国が行った世論調査によれば、国民の74.6%が障害者差別解消法の存在を把握していないことが明らかになっている¹⁾。このように国民的関心が低い要因には、地方公共団体による住民への働きかけが不足していることが指摘できる。法律自体に条例制定を促す直接的な根拠規定は設けられていないが、以下の点で少なくとも条例制定には積極的な意義があると考えられる。1点目に条例制定過程において、障がい者に対する具体的な差別が可視化され、地方公共団体や関係機関において、改めて差別の実態やその不当性を認識する機会になること、2点目に条例制定によって障がい者に対する差別を許さないとする地方公共団体の強い意思を事業主や住民に周知徹底する効果があることが挙げられる。では、実態として地方公共団体における条例化の動きは全国的にどのような状況であろうか。

障がい者差別解消に関する条例の策定状況に関して2022年4月1日現在で、都道府県が37団体、指定都市が8団体、中核市等が12団体、一般市が62団体、町村が45団体、合計164団体が制定済みとなっている²⁾。福岡県内では福岡県、指定都市である福岡市、北九州市をはじめ、久留米市、直方市、岡垣町などが策定済みだが、全国的にみても取り組みに温度差があることは否めない。このような実態を踏まえると、これまで以上に国をはじめ地方公共団体を中心に住民へ周知・理解に取り組まなければ、国民的な関心を高めていくにはかなりの時間を要することがうかがえる。

国民の約3割程度しか障害者差別解消法の存在を知らないという事実は、全国の大学関係者にも同様のことが指摘できると思われる。特に2024年4月以降、合理的配慮の提供が義務化される私立大学を取り巻く状況において、本学を含め少子化による入学生確保に苦慮している大学が少なくない³⁾。そのため各大学において本法の周知・理解をしたうえで、法人の経営状況を理由に合理的配慮の義務が限定的に履行されることがないように、義務の範囲とその内容について教職員全員が共通認識を確立していくことが求められる。

(2) わが国の障害者権利条約への評価—政府報告に対する国際連合の総括所見をもとに

障害者差別解消法制定の契機となった障害者権利条約について、国際連合・障害者権利委員会(以下、国連・権利委員会)による第1回対日審査が2022年8月に行われ、その総括所見が同年10月に公表された⁴⁾。以下、本研究との関連内容について若干触れておきたい。

総括所見は、障害者権利条約の条文に沿って主な懸念事項と提言を述べる形式となっている。まず「一般原則および義務(第1条-第4条)」において、国連・権利委員会は「移動支援、個別の支援及び意思疎通支援を含め、地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じること」として、支援の地域格差是正を提言している。これは、現在国庫事業である重度障がい学生の修学支援事業が市町村によって実施に大きな開きがあることにも当てはまる。

「個人の移動を容易にすること(第20条)」に関しては、国連・権利委員会の懸念として「法的な

制限が、地域生活支援サービスを、通勤や通学、又はより長い期間を目的に利用することを許容しないこと」に加え、「特に大都市以外の地域に居住する障害者は、質の高い移動補助具、支援機器、支援技術及び人又は動物による支援及び仲介する者の利用する機会が不十分であること」を挙げたうえで、「全ての地域における障害者の移動が制限されないことを確保するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下での制限を排除すること」「地域での修理の促進、政府や税による補助金の提供、税金や関税の免除等を含め、必要な移動補助具、支援機器、支援技術が全ての障害者にとって負担しやすいことを確保するための努力を強化すること」を勧告している。この国連・権利委員会での評価でも分かるように、わが国では都市部を除き支援機器を利用する機会が不十分であることを指摘したうえで、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」の法改正を促し、利用者負担の是正にまで踏み込み、わが国の障がい者政策を批判している。さらに「教育（第24条）」において、国連・権利委員会は「大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如」を懸念事項として挙げ、これまでの障がい者政策における障がい学生への支援策の立ち遅れを問題視している。

以上のように、国連において障がい学生に対する国家政策の包括的な欠如が指摘されたことで、政府は否応がなくこの問題に取り組みなければならなくなったのである。その具体的な取り組みのひとつが次に取り上げる文部科学省の政策である。

（3）文部科学省の政策動向とその課題

文部科学省ではこれまで大学を含む関係機関が取り組むべき中長期的課題等について検討を行い、2012年に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」を、2016年に「第二次まとめ」をとりまとめ、大学等における取組を促してきた。「第一次まとめ」では、通学における移動困難な障がい者に対する教育機会を保障するために、大学等と自治体、NPOなどが連携を図り対応していくことが今後の課題であるとし、「第二次まとめ」では、障がいのある学生から生活面への配慮を要する相談がある場合、「第一次まとめ」での自治体、NPO等をはじめ、業務委託・ボランティア派遣などを列挙し、幅広い支援の提供について検討することが望ましいと指摘しながらも、具体的な国の施策として進展することはなかった⁵⁾。

一方で、障害者基本法に基づき国が策定する「第5次障害者基本計画（2023年～2027年）」（2023年3月閣議決定）において、高等教育における障がい学生支援の推進が列挙されたことをはじめ、障がい学生の増加、改正障害者差別解消法の施行等を背景に、障がい学生への修学支援体制の整備が求められたことで、文部科学省は2023年4月「障害のある学生の修学支援に関する検討会（以下、検討会）」を設置した。この検討会は同年10月末までに計6回開催が予定されており、高等教育機関段階における障がい学生の修学支援のあり方について検討したのち、2024年1月をめどに「第三次まとめ」が取りまとめられる予定である。現在、議論されている「第三次まとめ」に向けた基本的な考え方では、2024年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴い、全ての大学等において合理的配慮の提供が義務付けられるため、「…学長や校長をはじめとする全ての教職員の理解や関与に加

え、支援人材の育成や学内外の連携が不可欠であるため、これら教職員の理解を深めるとともに大学等における適切な支援体制の更なる充実を促すべく、取り組むべき内容について出来るだけ具体的に記述する」と示している。そのうえで、2023年8月現在、検討会がまとめた「第三次まとめ（骨子）案」によれば、具体的な取組みとして、学内の体制整備や合理的配慮の提供をはじめ、大学等と国・地域・社会資源等との連携が列挙されている。

しかしながら、骨子案をみる限り、学内における支援人材の配置・育成に関する記述はあるものの、安定的な人材配置を進めるための財政的措置といった点にまで踏み込んでいない。これまでの検討会での議論においても、委員から障がい学生支援の専門職を安定的に育成していく環境が喫緊の課題であるとの指摘がなされている⁶⁾。この課題は本学にとっても例外ではない。現在ラトナにおける専門職は常勤職員2名および非常勤職員2名の計4名体制である。本学が抱える合理的配慮を要する学生数およびその具体的な業務（情報保障に関する機器準備・サポート学生等の配置をはじめ、各授業担当者との連絡、学生の相談対応、保健室やカウンセラーといった他部署との連携、行政や医療機関といった学外機関との連絡・相談等）を踏まえると、近年学園の厳しい経営状況下においてラトナ職員の増員を優先的に配置する動きがみられるとはいえ、現体制が適正規模とは必ずしもいえない状況である。障がい学生支援の充実が大学の教育力を向上させるためには重要な要素のひとつであることを学内でさらに共通認識としたうえで、障がい学生支援に従事する専門職の手厚い配置と育成、そのための優先的な財源措置を建学の精神のもとで具現化することが私立大学の存在意義であるといえよう。

2) 独立行政法人 日本学生支援機構における障害学生への支援施策について

ここでは、独立行政法人 日本学生支援機構（以下、「学生支援機構」という）が取り組む障がい学生⁷⁾への支援施策について代表的なものを紹介する。

(1) 障がい学生の修学支援に関する実態調査の実施について

学生支援機構は、2005年から毎年、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下、「実態調査」という）を実施し、その結果を公表している。実態調査の目的は、全国の大学、短期大学、高等専門学校（以下、「大学等」という）に在籍する障がい学生の現状ならびにその支援状況を把握することで、障がい学生の今後の修学支援に関する方針を検討し、障がい学生の修学支援の充実を図ることである。2022年度の実態調査の結果⁸⁾をみると、全国の大学等における障がい学生数は49,672人であり、全学生（3,246,852人）に占める障がい学生の在籍率は1.53%となっている。また障がい学生の障害種別をみると、「精神障害」が12,228人で最も多く、次いで「病弱・虚弱」が11,830人、「発達障害」が8,698人となっている。また、障害学生（49,672人）のうち実際に学校からの支援を受けている「支援障害学生」⁹⁾の総数は21,767人で、前年度（18,777人）より2,990人増えており、支援障害学生は増加傾向にある。

さらに障がい学生への支援内容については、授業に関するものとして「配慮依頼文書の配付」、「教室内座席配慮」、「出席に関する配慮」が多くなっており、また授業以外の支援に関しては、「専

専門家によるカウンセリング」、「自己管理指導」、「医療機関との連携」が多くなっている。これらの結果から学生支援機構は、在籍する障がい学生のニーズの多様化や大学等の環境（学校種や在籍学生数等）による支援体制の違いを指摘している。また障がい学生への支援のあり方については、十分な合理的配慮を実施するためにも、各大学等において障がい学生の修学支援に関する課題を把握し、様々な条件下での問題点を整理することの必要性について言及している。

(2) 障害学生支援実務者育成研修会（基礎プログラム・応用プログラム）の実施について

前述したように、大学等の高等教育機関で学ぶ障がい学生が増加し、支援ニーズも多様化するなかで修学環境の整備などが求められる。そのため学生支援機構は、大学等の教職員に対する研修機会の充実を図るために「障害学生支援実務者育成研修会」を実施している。この研修会は、講義・演習形式のカリキュラムとなっており、障がい学生支援の実務者を育成することを目的としている。障がいに関する基本的な知識の習得や学生への対応の向上等を図ることを目標とした「基礎プログラム」と、障がい学生支援を担当する教職員の専門的知識の向上や実践力の向上を図ることを目標とした「応用プログラム」の2つに分けて実施しているところが特徴的である。

(3) 障害学生修学支援ネットワークによる相談支援体制の構築について

学生支援機構は、大学等において障がい学生への支援を担当する教職員が、「障がい学生への支援をどうやったらいいかわからない」、「障がい学生への具体的な支援内容について聞ける人がいない」などの悩みを抱えていると指摘する。そのような支援担当教職員の思いに応えとともに、障害学生修学支援体制の整備を目的に「障害学生修学支援ネットワーク」を構築し、全国の大学等から障がい学生修学支援に関する様々な相談に応じる等の取組を実施している。

この「障害学生修学支援ネットワーク」¹⁰⁾の拠点校は、札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の9つの大学であり、また協力機関として筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターも加わっている。この障害学生修学支援ネットワークを通じて、全国の大学等をサポートする相談支援体制を築くとともに、障がい学生の修学支援体制の更なる充実を図っている。学生支援機構では、これらの取り組み以外にも、障がい学生向けの奨学金情報の提供や学生生活支援に関するイベントや出版物の案内なども行っており、大学等の高等教育機関における障がい学生支援の推進を図っている。

3) AHEAD JAPAN 全国大会オンライン研修

2022年にAHEAD JAPAN（全国高等教育障害学生支援協議会）第8回全国大会がオンライン（オンデマンド型）で開催された。本大会では、講演・分科会・障がいのある学生支援に関する各大学の事例紹介・実践報告などが行われた。講演や分科会では、障がいのある学生の修学支援に関わる法制度や日本学生支援機構の取り組み等について報告がなされた。

本稿では、大学での学生の学びにおいて不可欠な読書環境について検討された分科会について報

告する。分科会のテーマは「読書バリアフリーの現在地」（企画コーディネータ：慶應義塾大学・中野泰志氏）である。分科会の内容のうち、本学の学生支援において特に検討が必要な点について報告する。分科会では、文部科学省・宮本二郎氏から読書バリアフリー法の概要や基本計画の策定と概要などについて話題提供がなされた。次に、国立国会図書館・小澤弘太氏より国立国会図書館で提供・推進しているアクセシブルな電子書籍に関わる事業について話題提供がなされた。小澤氏より、視覚障がい者等を対象として実施したアンケートの結果、読書ニーズが紙媒体から電子書籍、オーディオブックに移りつつあることやビューアのアクセシビリティ機能のうち、音声読み上げ機能は障がいの種別を問わず、障がい者の要望が最も高いことが報告された。ふたつの話題提供後、東京大学・近藤武夫氏と専修大学・野口武悟氏による指定討論が行われた。指定討論において、野口氏より大学図書館員を含む大学職員を対象とした「読書バリアフリー研修」等の必要性などについての指摘がなされた。

また、障がいのある学生支援について4大学の事例紹介がなされた。本稿では、4大学のうち、本学と同様に私立文系総合大学であり、教員免許、保育士、学芸員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師などの養成課程がある札幌学院大学の取り組みの概要について紹介する。札幌学院大学における障がい学生数は70人（診断書のある学生51人、診断書のない学生19人）である（2022年3月31日現在）。障がい学生支援体制は、1999年に重度難聴学生が入学し、その翌年に大学院生と学生により情報保障ボランティア団体が設立されたことが始まりである。現在の障がい学生支援体制においては、アクセシビリティ推進委員会およびサポートセンターが各部署と連携している。サポートセンター、学生相談室、保健センターは学生支援課の管轄であり日常的に連携がとれている。アクセシビリティ推進委員会は月1回定例委員会を開催し、障がい学生支援に関わる議題を審議している。2011年3月には「障がい学生の受け入れ及び支援に関する基本方針」が制定された。2020年6月には「障がい学生支援ガイドライン（以下、ガイドライン）」が制定され、前述した基本方針の運用に関する具体的な内容が定められた。ガイドラインには、支援の対象となる学生の範囲、支援の範囲、支援の範囲に含まれない内容について明記されている。また、合理的配慮の提供までの流れも明確に示されている。

入学前においては、オープンキャンパスの個別相談、個別の大学見学や問い合わせへの対応、入試における配慮相談、入学前面談などの相談体制が整えられている。アクセシビリティ・学生スタッフによる支援として、ノートテイク、パソコンテイク、映像教材への字幕挿入、ポイントテイク（筆記代行）、通学・移動介助がある。支援に携わる新規学生スタッフの募集や各種講習会の企画・運営には、アクセシビリティ・学生スタッフが主導的な役割を果たし、サポートセンター職員が後方で支えるという協力体制がある。支援の内容によっては、学外者に依頼されており、聴覚障がい学生が情報保障手段として手話通訳を希望する場合は、手話通訳士と大学が個人契約を結び、演習授業に手話通訳士を配置している。肢体不自由学生が重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の利用を申請した場合、2年目以降、状況に応じて大学が地域の事業所に委託している。さらに、卒業後を見据えた進路就職支援も行っている。キャリア支援課は障がいのある学生のためのキャリアガイダンスを毎年開催している。また、学生相談室とサポートセンターが共同で就労前支援プロ

グラムを運営している。学内の理解・啓発としてFD / SD研修が行われ、2021年度からは全教職員必修型となった。アクセシビリティ推進委員会では、障がい学生支援ガイド、アクセシビリティ推進委員会年報を発行し、アクセシビリティ・学生スタッフとアクセシビリティ推進委員会の教職員が協力して複数の障がい学生支援パンフレットを作成している。

今後の課題として、合理的配慮としての遠隔授業の位置づけに関する学内での検討、困り感のある学生のキャッチと支援、全教職員の知識深化とスキルアップを図る研修の実施、障がいのある学生の就労支援の充実が示された。

3. 障がい学生に対する支援に利用可能な機器

本研究においては、主として、以下の支援機器を収集し、実際の使用方法の確認、支援に導入した場合の有効性と課題、障がい学生自身による機器使用の評価などを検証した（その過程においては、実際に重度障がいをもち自ら「OriHime」ロボットを活用している学生に依頼しレクチャーを受けた）。

なお、本来なら以下に紹介する各機器の写真等も掲載すべきところであるが、紙幅の都合上、その点については今後のFD等の機会に譲ることとしたい。

1) 重度障がい学生に対する医療関連機器

重度障がい学生に対する医療機器として、吸引器、カテーテル、聴診器、血圧計がある。具体的には医療的ケアが必要な重度障がいのある学生の緊急時の対応用機器として活用している。本人用の機器を常時持ち歩いているが、その機器が不測の事態によって使用できない場合を想定し、予備として保健室に配置している。これら一連の医療関連機器は、重度障がい学生の生命に関わる措置に不可欠な機器であり、通常の学生用とサイズが異なるため別途用意が必要であった。

2) 聴覚障がい学生に対する情報保障関連機器

具体的な機器として1つ目に ipod touch がある。この機器は、UD トークの修正用として、学生テイクカーが使用している。コンパクトで持ち運びしやすいことが利点である。UD トークの修正は、授業形態に合わせてさまざまな端末を使用しているが、学生テイクカーのスマートフォンを使用する場合もあるため、その場合には iphone と android で認識速度が異なることを理由に、android 使用の学生に ipod touch を貸し出している。この機器の有効性として、サイズが小さく（4インチ）、重量も軽いため（88g）、学内活動をはじめ、学外授業時の使用にも活用しやすいことである。使用上の課題としては、ipad 端末と比較し、本体との文字認識速度が遅いため、UD トークの修正に時間を要してしまう場合が少なくない。本機器を利用する障がい学生の声として、学外授業の際、これまで使用している ipad と比較し、コンパクトで持ち運びしやすいという評価であった。また、サポート学生は授業時の端末使用の予備機器として活用することで、端末不具合時もスムーズに対応することができるという評価していた。

具体的な機器の2つ目として、タッチパネル式パソコンがある。使用方法として、UD トークの修正をはじめ、タッチパネルで操作できる利点を活かした授業時のスライド・資料等の閲覧が挙げられる。UD トークの修正ソフト（UD トーク for window）を使用し、パソコンで修正可能であることが本機器の有効性である。学内にはパソコンスキルの高い学生も多いため、この機器を活用し、パソコンで修正する学生も徐々に増加している。さらに、タッチパネル式のパソコンであるため、UD トークの修正箇所を瞬時に選択することが可能となり、修正の利便性や迅速性に効果的である。タッチパネルのパソコンは高額でかつ重量があるため、コスト面や講義教室への運搬が本機器の課題である。

機器の3つ目としてボイター（音声を自動でテキスト化するボイスレコーダー）がある。このボイターは、Wi-Fi 環境下においてリアルタイムで文字起こしを可能とする。さらに、専用ウェブサイトからデータをダウンロードすることで、録音再生やテキスト編集が可能である。本機器を利用する聴覚障がい学生にとって、他学生のサポートを必要とせずに授業を受講することができるとともに、会話等を行う際にコンパクトで持ち運びがしやすく、録音・テキスト保存機能も付与しているため、情報の補足ができることも利点として挙げられる。加えて、会議や研修などのテキスト起こしにも効果的である。このボイターは、AI 機能で文脈から多少の修正を要するため、文字表示が遅れる場合があり、液晶画面が小さいという側面からリアルタイムで文字を読み取る時間が短いことが課題のひとつである。また、本体マイクの性能上、ほかの端末同様に音声認識率を上げるためには、環境や使用マイクの工夫が必要である。使用に関する経費として、データ化しテキスト編集等を行うためには専用ウェブサイトへの登録が必要で、サイト利用にあたっては有料となっている（毎月180分まで無料）。

聴覚障がい学生に対する情報保障関連機器として4つめに、透明ディスプレイがある。これはUD トークと連動させて、面談の際に使用するものである。UD トークの文字が映しだされるディスプレイ（端末）が透明なので、話者の表情を見ながら、文字化された会話内容を読むことができる。難聴者やろう者は、口の動きだけでなく、目の動きや表情・頷きなども含めてコミュニケーションの手がかりとしているため、本機器の活用有無が聴覚障がい学生に与える影響は少なくない。透明ディスプレイの課題として、機器の接続や設定などの準備に時間を要することが挙げられる。また、文字画面と相手の顔を同時に見やすくするには、なるべく目線を下げずに高さを保つ工夫が必要である。

3) 視覚障がい学生に対する授業受講支援機器

視覚障がい学生に対する支援機器として拡大読書器（コンパクト10スピーチ）がある。この機器は、学生の授業時や授業外での学習時間などで使用している。学生にとっての利点として、読書用と遠方用の切り替えがスタンドの開閉で簡単にできることが挙げられる。また、アーム付きで空間を広くとることができ、拡大しながら筆記がしやすいこと、拡大しながら読み上げができるため、レポート課題に取り組む学生の学習支援に効果的である。ただし、本機器を自在に駆使するためには一定の時間を要することが今後の課題である。

4) 精神面で不安をもつ学生、発達障がい学生に対する環境整備関連機器

精神面での不安あるいは、発達障がい学生に対する環境整備を促進する機器のひとつがソロブースパターンである。この機器は、精神的な不調を抱えた学生等が精神的安定を図ることを目的に使用する。現在、ラトナの学生スペース内に設置しているが、この数年、本学において精神的不調を抱える学生が急増している影響によって、静かに過ごす空間を求めて来室する学生が増加している。このソロブースパターンは、省スペースで一人の空間が確保でき、机が設置できることで食事や遠隔受講、レポート課題にも取り組むことが可能であるため、学生の使用頻度は高い。

今後の課題として、本機器は購入金額が高額であるため、設置数を増やすことは簡単なことではない。そのため、現在の機器を活用しつつ、仕切りなどを駆使しながら、個人スペースを確保していくとともに、仕切りの設置については安全面の考慮も必要となる。

5) その他

障がい学生に共通する支援機器として、以下の2つが挙げられる。1つめは、ビデオカメラである。主に記録用としての授業撮影や学内外の活動動画の作成等で活用している。情報保障の方法は、学生を取り巻く状況や授業形態が多様であるため、記録用として動画を撮影している。記録用動画は学内関係者をはじめ、学外関係者を対象にラトナに関するプレゼンテーションを行う場面にも使用している。

2つめは除湿加湿空気清浄機である。現在8号館1階スペースを障がい学生の居場所として整備し、そこに常設している。障がい学生（特に車いすやストレッチャーなど移動に配慮を要する学生）の休憩場所として車いす用トイレが近く、外出にも利便性がよい。同スペースは、以前倉庫として使用していたことや湿気が多い場所であるため、除湿加湿空気清浄機を使用することで、障がい学生や精神面で不安を抱えた学生が静かな環境で快適に学内の居場所のひとつとして過ごすことが可能となっている。利用している学生からは「新型コロナウイルス感染症のこともあり、空気清浄機があることで精神的安心感につながっている」との声が挙げられている。複数の学生が同時使用することには課題が多いが、仕切りなど工夫することで、より多くの学生が使用できる環境整備をさらに検討していくことが求められる。

おわりに

本研究報告は、文章での表現によるという制約もあり、具体的な支援機器の活用方法などについては十分に伝えきれていない。また、前述の通り、紙幅の都合上、写真等の掲載も叶わなかった。その点については、今後、FDなどを通して実践的に報告する機会を持つことができればとも考えている。

必ずしも十分な研究成果報告にはなっていないかもしれないが、今後の取り組みも含め、本学における障がい学生支援の充実に少しでも資することができれば幸いである。本研究に対して助成くださった筑紫女学園大学に対し、研究員一同、謝意を表したい。

注

- 1) 詳しくは、内閣府「障害者に関する世論調査」(2022年11月)を参照。この調査結果では、障害者権利条約に関しても、国民の73.7%がその存在を知らないと回答している。<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-shougai/index.html> (2023年8月5日閲覧)
- 2) 詳しくは、内閣府障害者施策担当「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果(2023年3月)」を参照。https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_43/pdf/s1.pdf
- 3) 日本私立学校振興・共済事業団によると、2022年度に入学人数が定員を下回った私立大学は284校(47.5%)と約半数近くに達することが明らかになっている。詳しくは、日本私立学校振興・共済事業団ホームページ「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」を参照。<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR4.pdf>
- 4) 2023年8月現在、第1回対日審査の総括所見に対する日本政府による正式な翻訳は未発表であるが、仮訳は外務省をはじめ、各障がい者団体から公表されている。さしあたり、外務省ホームページ「障害者の権利に関する条約」を参照されたい。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (2023年8月5日閲覧)
- 5) 詳しくは、川崎孝明「大学における重度障害学生の生活保障を取り巻く課題一くらしを支える基礎的条件という視点からの検証―」筑紫女学園大学人間文化研究所『人間文化研究所報』第33号(2022年)141頁を参照されたい。
- 6) 文部科学省・障害のある学生の修学支援に関する検討会(令和5年度)第2回議事録(2023年6月9日)において、「JASSOの統計調査において支援担当者の内訳などを確認していきますと、障害学生支援を専任としていて、かつコーディネーターという専門職を置いているのは、全体の10分の1ぐらいになってくるんですね。1,100校ぐらい機関がある中で、百数十校ぐらいしかそういった人を置いている例はない。多くの場合は兼任ないし、調査の結果で言うと外部委託というようなことになっています。そうなってくると、そのほかの様々な達成すべき問題というものなかなか進まないというのは、ある意味納得できるところになってしまいます。やはり専門的な人材を養成して、安定的に配置をする。そのような人たちの専門性の向上と権限の付与みたいなものを業界全体でやっていかないと、そのほかの各論的な問題の解決にもつながらないのではないかとというのが私の実感です」(村田淳委員)と指摘されている。
- 7) 「令和4(2022)年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告」(日本学生支援機構)では、障がい学生を「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生をいう」と定義している。
- 8) 日本学生支援機構が2023年5月に公表した「令和4(2022)年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告」より引用。https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afldfile/2023/08/29/2022_houkoku_1.pdf (2023年8月19日閲覧)なお、この調査は国内の大学、短期大学、高等専門学校1,176校すべてが回答している。
- 9) 「支援障害学生」とは、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている(今年度中の支援予定を含む。)障がい学生のことである。支援例:ノートテイク、手話通訳、点訳、定期試験の配慮等の授業保障、学内学生生活、キャリア・就職等に関する支援等
- 10) 「障害学生修学支援ネットワーク」は、障がいのある学生への支援に積極的な取組を行なっている大

学を「拠点校」、障がい者施策に関する専門的な研究を行っている機関を「協力機関」としてネットワークを構築し、様々な事業を行うことで障がい学生の修学環境の整備を目指す取り組みである。

(いけだ かずひこ：心理・社会福祉専攻教授)

(かわさき たかあき：心理・社会福祉専攻教授)

(おおにし りょう：心理・社会福祉専攻准教授)

(のと みさこ：心理・社会福祉専攻准教授)

(かい まき：ラトナ職員)

